

衛生委員会議事録（第 27 回）

日 時	2019 年 8 月 22 日 16 : 00	
場 所	本社会議室 Milan (8 人円卓)	
出席者	委 員 長	人事総務部 高野
	産 業 医	諏訪内医師
	衛生管理者	人事総務部 高野
	事 務 局	人事総務部 清水
	委 員	内部監査室 神原、マーケティング部 原、 営業推進部 松坂
議 題	(1) 休職者・労働災害・長時間労働者の報告 (2) 産業医の講話	
決定事項・報告事項	(1) 2019 年 7 月度について、休職者、長時間労働者、労働災害の状況について説明があった。 (2) 諏訪内医師より、健康管理と健康診断の事後措置について衛生委員会委員が受講。内容は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の 40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳における死亡原因の割合が最も高いのは悪性新生物である。 ・健康診断は労働法に規定され、事業者には実施義務、安全配慮義務があり、労働者には受診義務、自己保健義務がある。 ・健康診断の目的は、①経時的な健康状態・疾病罹患の有無の把握、②労働負荷と健康状態の把握、③健康状態に応じた適正配置の実施等である。 ・健康診断は、実施することよりも、その事後措置が重要である。 ・健康診断結果を受けて事業者が行うべき対応は、①健診結果の記録・保管、②健診結果の本人への通知、③健診結果の労基署への提出、④保健指導、⑤産業医による就業判定と意見の聴取、⑥措置の実施である。 	
その他		